

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 本年 2 月に発生した大規模林野火災を受けて、次のとおり規定を整備すること。
 - ア 林野火災に関する注意報の発令等に関する規定を設けること。
 - イ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中において、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるようにすること。
 - ウ 火災に関する警報の定義を明確にするとともに、同警報の発令中における屋内での裸火の制限に係る規定を削除すること。
 - エ 火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出について、その対象にたき火が含まれることを明確にするとともに、届出の対象となる期間等を指定することができるようにすること。
- (2) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、火を使用する設備に簡易サウナ設備を追加し、その位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に改めること。
- (3) 住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えること。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2－第31条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2－第31条の7）」に

第3章の3 林野火災の予防（第31条の8・第31条の9）」改める。

第8条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の2とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の離隔距離及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として消防庁告示により得られる距離以上を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第31条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第31条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第45条の3第1項第3号中「第48条」を「第48条第1項」に改める。

第47条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第47条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第48条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定及び同条を第 8 条の 2 とする改正規定、第 7 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 1 条の 7 第 1 項第 1 号の改正規定、第 4 7 条第 6 号の次に 1 号を加える改正規定並びに第 4 7 条第 7 号の改正規定は、同年 3 月 3 1 日から施行する。

議案第 5 9 号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
目次 第 1 章－第 3 章 （略） <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</u> <u>（第 3 1 条の 2－第 3 1 条の 7）</u> <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 3 1 条の 8・第 3 1 条の 9）</u> 第 4 章－第 7 章 （略） 附則 <u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第 8 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の離隔距離及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として消防庁告示により得られる距離以上を保つこと。</u> <u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその</u>	目次 第 1 章－第 3 章 （略） <u>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</u> <u>（第 3 1 条の 2－第 3 1 条の 7）</u> 第 4 章－第 7 章 （略） 附則

熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第8条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の離隔距離及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) （略）

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、その熱源を直ちに遮断できる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災

（サウナ設備）

第8条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の離隔距離及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) （略）

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、その熱源を直ちに遮断できる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用

に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1)－(6) (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第31条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に役立てる住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

については、次に掲げるところによらなければならない。

(1)－(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第31条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に役立てる住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第45条の3 前条第1項の指定催しの主催者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画書を作成させるとともに、その計画書に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)－(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

(屋外催しに係る防火管理)

第45条の3 前条第1項の指定催しの主催者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画書を作成させるとともに、その計画書に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)－(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)－(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2－(14) (略)

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第48条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
（たき火を含む。）

(2)－(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び同条を第8条の2とする改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第31条の7第1項第1号の改正規定、第47条第6号の次に1号を加える改正規定並びに第47条第7

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)－(6) (略)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2－(14) (略)

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第48条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)－(6) (略)

号の改正規定は、同年３月３１日から施行する。	
------------------------	--

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

1 改正の経緯

- (1) 本年 2 月に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受けて、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書の中で、林野火災に係る注意報や警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされました。

このことを踏まえ、本市においても、林野火災注意報を発令できるようにするなど、規定の整備をするものです。

- (2) また、近年、浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）にサウナストーブを設置する事例が全国で増加しています。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じています。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正を行い、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、その位置、構造及び管理に関する基準を整備しましたので、本市においても、必要な規定の整備をするものです。

- (3) 併せて、過去の大地震などでは、停電から電力復旧した際、破損した電気配線等に再通電したことにより、多くの住宅火災が発生しているという事例を踏まえ、住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に「感震ブレーカー」を加えるものです。

2 改正の内容

- (1) 林野火災の予防等について

ア 林野火災に関する注意報について（第 31 条の 8 関係）

林野火災警報を発令する前段階において、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みとして、林

野火災注意報を新設します。

また、火の使用制限の努力義務の対象となる区域を指定できることとします。

イ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について（第 31 条の 9 関係）

消防法に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報については、警報発令時の火の使用制限の対象区域を指定できることとします。

ウ その他

(ア) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について（第 31 条関係）

本条例上の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報であることを明確にします。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、制限事項から削除します。

(イ) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について（第 48 条関係）

たき火の実施を把握するとともに、行為者に対して防火指導を行うため、「火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為等」の届出にたき火が含まれることを明確にします。

また、同届出の対象期間及び区域の指定ができることとします。

(2) サウナ設備に係る基準の見直しについて

ア 簡易サウナ設備に係る基準の新設について

(ア) 火を使用する設備に簡易サウナ設備を追加することについて（第 8 条関係）

簡易サウナ設備は、従来のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置付けることとし、火を使用する設備に「簡易サウナ設備」を追加するものです。

(イ) 簡易サウナ設備の定義について（第 8 条第 1 項関係）

簡易サウナ設備とは、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、

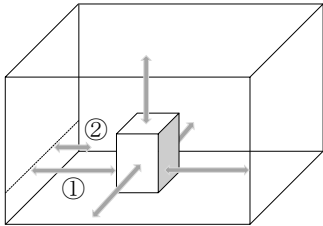
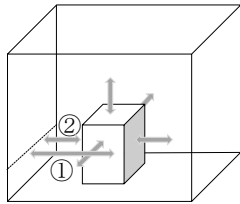
定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものとしします。

テント型サウナの例 	サイズ ストーブ 重量 定員 テントの材質	・W1,800×D1,300×H1,750mm(煙突高さ除く) ・薪ストーブ 5kw ・約30kg＋サウナストーン約20kg ・1名～3名 ・難燃性ポリコットン、ナイロン、T P U
バレル型サウナの例 	サイズ ストーブ 重量 定員 外壁等の材質	・W1,800×D1,800×H1,800mm (煙突除く) ・薪ストーブ 6kw、電気ストーブ 5kw ・約800kg ・4名～6名 ・T30mm スギ等の木材の実材

引用：総務省消防庁資料

(ウ) 離隔距離について（第8条第1項第1号関係）

簡易サウナ設備を設置する際（火災予防上安全な距離を要しない場合を除く。）は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、消防庁告示により得られる距離以上を保つこととしします。

サウナ設備(現行)	簡易サウナ設備(新設)
《消防庁告示》 ①可燃物(壁等)の表面温度が認容最高温度(100度)を超えない距離以上 又は ②可燃物(壁等)が引火しない距離以上 	《消防庁告示》 ①可燃物(壁等)の表面温度が認容最高温度(100度)を超えない距離以上 又は ②可燃物(壁等)が引火しない距離以上 
①、②両方を満たし、いずれか長い方を離隔距離とする。	①、②いずれかの距離でよい。 このため、離隔距離を短くすることができ、テントなどの狭い空間に放熱設備を設置することが可能

(エ) 安全を確保する装置等について（第8条第1項第2号関係）

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断することができるよう、手動及び自動の装置を設けなければならないこととします。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲に消火器を設置することにより代えることができることとします。

(オ) その他の防火安全対策について（第8条第2項関係）

他の条項を準用して、火災予防上の要件を規定します。

(カ) 届出に関する事項について（第４７条第６号の２関係）

設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等に簡易サウナ設備を加えます。ただし、個人が設けるものを除きます。

イ 従来のサウナ設備の名称変更について（第８条の２及び第４７条第７号関係）

従来のサウナ設備の名称を「一般サウナ設備」に改めます。

(3) 火災予防の推進に関する改正について（第３１条の７関係）

住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に「感震ブレーカー」を加えます。

3 施行日

令和８年１月１日（２(2)及び(3)については、同年３月３１日）